

労災保険法の請求書等の改正について

労災保険法の請求書等について和暦から西暦への変換を正しく行えるように労災システムの改修が行われること等に伴い、請求書等の様式について元号欄の追加を行う等所要の改正が行われました（平成 26 年 2 月 27 日 厚生労働省告示第 45 号）。

施行日は平成 26 年 3 月 31 日です。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

改正になった様式番号は次のとおりです。

様式番号	名 称
様式第 5 号	業務災害用：療養補償給付たる療養の請求書
様式第 7 号 様式第 7 号(1)から 様式第 7 号(5)まで	業務災害用：療養補償給付たる療養の費用請求書
様式第 8 号	業務災害用：休業補償給付支給請求書
様式第 16 号の 3	通勤災害用：療養給付たる療養の請求書
様式第 16 号の 5	通勤災害用：療養給付たる療養の費用請求書
様式第 16 号の 6	通勤災害用：休業給付支給請求書
様式第 16 号の 10 の 2	二次健康診断等給付請求書

二次健康診断等給付請求書

裏面に記載してある注意事項をよく
読んだ上で、記入してください。

標準字体

0	5	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
1	6	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	ン	
2	7	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	"
3	8	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ	。	
4	9	オ	コ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	ー	

帳票種別	①管轄局	②帳票区分	③保留	④受付年月日
※ 38530	□ □	無新規 1 移行	□ □	□ □ □ □ □ □ □ □

1~9月は右へ 1~9月は右へ 1~9月は右へ

⑤府県[所掌]管轄	基幹番号	枝番号	⑥処理区分	⑦支給・不支給決定年月日	⑧特例コード
労働 保険 番号	□ □ □ □ □ □	□ □ □ □ □ □	※	□ □ □ □ □ □	1 3か月超 3 産業医等 5 1及び3

⑨性別	⑩労働者の生年月日	⑪一次健康診断受診年月日	⑫二次健康診断受診年月日
1男 3女	3大正 5昭和 7平成	7平成	7平成
	1~9月は右へ 1~9月は右へ 1~9月は右へ	1~9月は右へ 1~9月は右へ 1~9月は右へ	1~9月は右へ 1~9月は右へ 1~9月は右へ

⑯シメイ(カタカナ) :姓と名の間は1文字あけて記入してください。濁点・半濁点は1文字として記入してください。	
⑯労働者 者 の 姓 名 フリガナ 住 所 郵便番号	(歳)
⑯郵便番号	□ □ □ - □ □ □

一次 健 康 診 断 結 果 欄	一次健康診断(直近の定期健康診断等)における以下の検査結果について記入してください。 (以下の⑭、⑮、⑯及び⑰の異常所見について、すべて「有」の方が二次健康診断等給付を受給することができます。)					
⑭血圧の測定における異常所見 (高い場合に限る。)	⑮血中脂質検査における異常所見 (高い場合に限る。ただし、HDLコレステロールについては、低い場合に限る。)	血 糖 検 査		⑯腹囲又はBMI(肥満度)の測定における異常所見 (高い場合に限る。)	⑰尿蛋白検査についての所見	⑱脳又は心臓疾患について療養を行っているなど、当該疾患の症状の有無
1 有 3 無	1 有 3 無	⑯検査方法 1 血糖値検査 3 ヘモグロビン A _{1c} 検査	⑯異常所見 (高い場合に限る。) 1 有 3 無	1 有 3 無	1 一 3 士 5 + 7 ++ 9 +++	1 有 3 無

二次健康診断等実施機関の 所在地	名称	電話番号	—	—
		郵便番号	—	

⑯の期日が⑯の期日から3か月を超えている場合、その理由について、該当するものを○で囲んでください。	
イ 天災地変により請求を行うことができなかった。	ハ その他 (理由:
ロ 医療機関の都合等により、一次健康診断の結果の通知が著しく遅れた。)

事業 主 証 明 欄	⑯の者について、⑯の期日が一次健康診断の実施日であること及び添付された書類が⑯の期日における一次健康診断の結果であることを証明します。	年 月 日
事業の名称	電話番号	—
事業場の所在地	郵便番号	—
事業主の氏名	印	
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)	(記名押印又は署名)	
労働者の所属事業 場の名称・所在地	電話番号	—

上記により二次健康診断等給付を請求します。	⑯請求年月日
労働局長 殿	7平成
	1~9月は右へ 1~9月は右へ 1~9月は右へ

病院 経由 診療所	郵便番号	—	電話番号	—
請求人の 住 所				
氏 名				印

(記名押印又は署名)				
------------	--	--	--	--

支 不 支 給 決 定 方 式 議 書	局 長	部 長	課 長		調査年月日	・	・
					復命書番号	第	号
					決定年月日	・	・
					不 支 給 理 由		

※印の欄は記入しないでください。
(職員が記入します。)

◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。折り曲げる場合には(▲)の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。

()の欄は記入しないでください。

一次健康診断を行った医師が異常の所見がないと診断した項目について、産業医等が異常の所見があると診断した場合、当該産業医等が新たに異常の所見があると診断した項目について、該当するものを○で囲んでください。

イ 血圧

ロ 血中脂質

ハ 血糖値

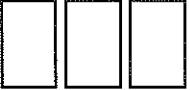
ニ 腹囲又はB M I (肥満度)

異常の所見があると診断 した産業医等の氏名	印 (記名押印又は署名)
--------------------------	-----------------

印

(記名押印又は署名)

〔注意〕

- 1  で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（O C R）で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままでし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲み（⑨及び⑭から⑳までの事項並びに⑩、⑪、⑫及び⑯の元号については、該当番号を記入枠に記入すること。）、※印のついた記入欄には記入しないでください。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式表面右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りょうに記入してください。
- 4 「一次健康診断」とは、直近の定期健康診断等（労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のもの）をいいます。
- 5 ⑬は、実際に二次健康診断を受診した日（複数日に分けて受診した場合は最初に受診した日）を、また、⑭は、二次健康診断等給付を請求した日（二次健康診断等を医療機関に申し込んだ日）をそれぞれ記入してください。
- 6 ⑭から⑳までの事項を証明することができる一次健康診断の結果を添えてください。
- 7 「二次健康診断等実施機関の名称及び所在地」の欄については、実際に二次健康診断等を受診した医療機関の名称及び所在地を記載してください（胸部超音波検査（心エコー検査）又は頸部超音波検査（頸部エコー検査）を別の医療機関で行った場合、当該医療機関については記載する必要はありません。）。
- 8 「事業主の氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名することができます。
- 9 「労働者の所属事業場の名称・所在地」の欄については、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載してください。
- 10 「産業医等」とは、労働安全衛生法第13条に基づき当該労働者が所属する事業場に選任されている産業医や同法第13条の2に規定する労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師（地域産業保健センターの医師、小規模事業場が共同選任した産業医の要件を備えた医師等）をいいます。

表面の記入枠 を訂正したと きの訂正印欄	削字 印	社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
				印	